

大和市議会基本条例検証委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、大和市議会基本条例第22条に基づき、同条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証するため、大和市議会基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(検証事項)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事項について検証を行うものとする。

(1) 議会基本条例の内容に関する事項

(2) 次条に規定する委員、会派に属さない議員からの提案に関する事項

(委員の構成)

第3条 検証委員会は、各会派から選出された10人の委員により構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検証委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりそれぞれ選出する。

3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員が属する会派から代理の議員を出席させることができる。

4 議事の決定は、全会一致を原則とする。ただし、十分協議を尽くした上で、委員長を含む出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開を原則とする。

(委員外議員の発言)

第7条 検証委員会は、委員外議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(傍聴人の発言)

第8条 検証委員会は、傍聴人から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(会議の報告)

第9条 委員長は、会議の経過を必要に応じ、議長に報告するものとする。

2 委員長は、会議の最終結果を速やかに、議長に報告するものとする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、議長に対して前条2項の報告を行うまでの期間とする。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成30年2月15日から施行する。